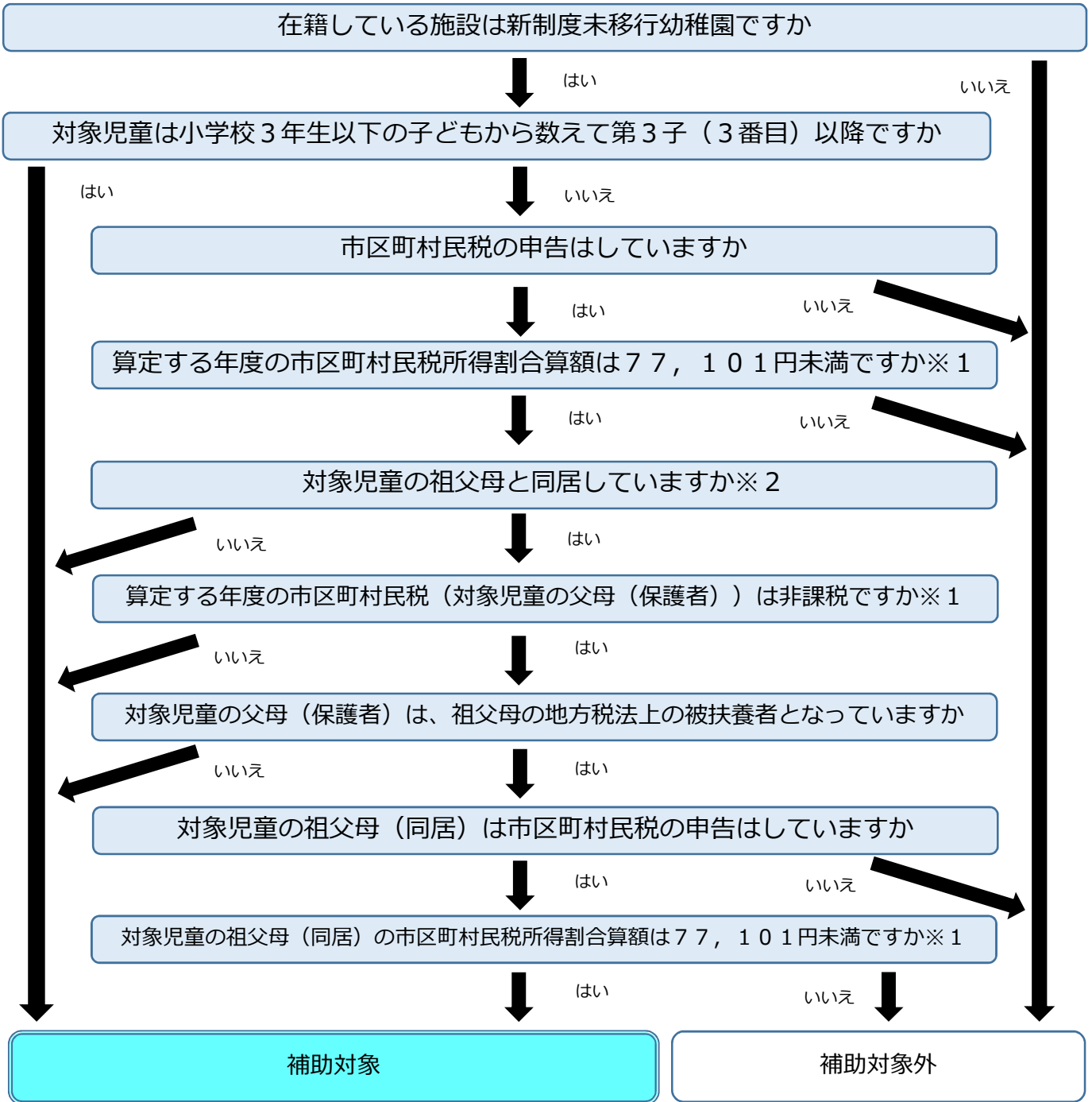


副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金 補助対象確認に関するフロー



※1(1) 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除によって減税されている場合、控除前の金額により決定。

- (2) 【4月～8月分】前年度の市区町村民税所得割合算額で算定
 →前年1月1日現在の住所が市外の場合、前年度分の市区町村民税課税(非課税)証明書等*の提出が必要となります。
 【9月～3月分】当該年度の市区町村民税所得割合算額で算定
 →今年1月1日現在の住所が市外の場合、今年度分の市区町村民税課税(非課税)証明書等*の提出が必要となります。

*市区町村民税課税(非課税)証明書等

市区町村民税課税(非課税)証明書、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し、市民税・県民税納税通知書の写しのいずれか1点

- ※2(1) 祖父母と同地番の別棟で生活している場合や、二世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合は、同居とはしない。
 (2) 祖父母と別居しているが、生計を一にしている場合(生活費や家賃を仕送りしている等)は、同居とする。

※3 【母子・父子家庭である場合】

戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の写しの提出が必要となります。

※4 【保護者が離婚を前提に別居している場合】

離婚調定中または裁判中であることを証する書類の写しの提出が必要となります。

市区町村民税特別徴収税額通知書・納税通知書での所得割額の確認

【市区町村民税特別徴収税額通知書】

会社勤務のかた等、住民税が天引きのかたは6月頃勤務先より配布されます。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

前年所得	給与収入 給与所得 その他の所得	未だ給与以外の場合 所得区分	所得割額 山林所得 分離特別徴収 分離長期徴収 株式等の所得 先物取引	市区町 川口市 市民税 県民税 特別徴収税額 特別不足額 既納付額 前年度未納額 滞り金 変更月
所得控除	扶養控除 配偶者控除 配偶者特別控除 生命保険料控除 地震保険料控除 (摘要)	障害・寡 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計	控除額 本人課税区分 所得割額	

受給者番号	氏名	郵便番号
	様	
住所	電話番号	

あなたの特別徴収税額を決定のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に間違いがある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に正式に申し立てを請求することとなります。この特別徴収税額の決定、変更の請求は、徴収の事務担当の担当者の意見を付した上で行われなければならない。徴収の請求、または、徴収の請求に基づきする徴収を拒否する場合は、拒否することによって、1年間の徴収停止の効力が発生し、1年間の徴収停止期間中は、徴収の請求又は申立ての請求は行われず、1年間の徴収停止期間満了の日から3ヶ月経過後でも徴収が行われます。なお、徴収の請求又は申立ての請求は、徴収の請求の決定の時点から起算し、その徴収決定の日から起算するものとします。徴収を拒否して1年間の徴収停止の効力を発生させることができます。

納付額

6月分	9月分	12月分	3月分
7月分	10月分	1月分	4月分
8月分	11月分	2月分	5月分

川口市長

問合せ先 川口市役所 市民税課 直通 0481-259-7634・7635・7636
ここからゆっくりはがしてください。(ご本人様以外、はがさないでください。)

【市区町村民税納税通知書】

自営業のかた等住民税をご自身で納付されるかたは、6月頃市区町村より配布されます。

年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書

通知書番号
宛先番号

あなたの税額を下記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

埼玉県 川口市長

次の金額を口座から前払徴収分を控除させていただきます。

給与特別徴収税額	公的年金特別徴収税額(詳細は次頁)	普通徴収税額	年税額	所得割	均等割
円	円	円	円	市民税 円	県民税 円
				合計 円	円

○普通徴収の方法によって納める額及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
税額	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円
納付額	円	円	円	円
納期限				

左記の納付額をそれぞれ納期限までに納めてください。なお、口座振替の滞りが発生した場合は、納期限の日には口座振替いたします。

○所得・控除の明確書

控除区分	特別障害	普通障害	特別寡婦	一般寡婦	寡夫	勤労学生
本人該当区分						

扶養親族該当区分

控除区分	配偶者	一般扶養	特定扶養	年少扶養	老人扶養	特別障害	普通障害
					同居老親等	計	同居
						計	

所得		控除	
営業等・農業	円	雑損控除・医療費控除	円
不動産	円	社会保険料・小規模企業共済	円
利子	円	生命保険料	円
配当	円	地震保険料	円
(給与収入)	円	本人障害	円
給与所得	円	扶養控除	円
(公的年金等収入)	円	寡婦(夫)・勤労学生	円
雑・譲渡・一時	円	扶養控除	円
計	円	配偶者控除	円
分離長期	円	配偶者特別控除	円
分離短期	円	基礎控除	円
山林・株式・先物	円	控除計	円
繰越損失	円		

○公的年金からの特別徴収の方法によって納める額及び徴収月

徴収月						
特別徴収税額	円	円	円	円	円	円

徴収月			
特別徴収税額	円	円	円

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収対象者であり、かつ、本年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が上記の額を特別徴収することになりますので、地方税法第321条の7の5の規定によって通知します。

○公的年金から特別徴収する額の決定方法

・今年度から新たに特別徴収されるかた

徴収方法	普通徴収(本人納付)		年金特別徴収(本徴収)		
納期・徴収月	第1期	第2期	10月	12月	翌年2月
特別徴収税額	年金分の税額の4分の1	年金分の税額の4分の1	年金分の税額の6分の1	年金分の税額の6分の1	年金分の税額の6分の1

・前年度2月に特別徴収されているかた

徴収方法	年金特別徴収(仮徴収)			年金特別徴収(本徴収)		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
特別徴収税額	前年度年金分の税額の6分の1	前年度年金分の税額の6分の1	前年度年金分の税額の6分の1	年金分の税額から仮徴収分を差し引いた3分の1	年金分の税額から仮徴収分を差し引いた3分の1	年金分の税額から仮徴収分を差し引いた3分の1

※平成28年10月からの改正点です。この改正は、仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担が軽減するものではありません。また、前年度中に税額変更があった場合、その期日より今年度分の仮徴収税額の算定に合致しない場合があります。

○課税明確書

①所得計	円	②所得控除計	円	所得割(①-②)	円
分離長期	円	分離短期	円	山林・株式・先物	円

	課税標準額	市民税	県民税
総所得	円	円	円
分離長期	円	円	円
分離短期	円	円	円
山林・株式・先物	円	円	円
控除控除前所得割	円	円	円
調整控除	円	円	円
住宅借入金等特別控除	円	円	円
寄附金税額控除額	円	円	円
総控除	円	円	円
所得割	円	円	円
均等割	円	円	円
合計	円	円	円

年税額(A)	円
給与特別徴収税額(B)	円
公的年金特別徴収税額(C)	円
普通徴収税額(A)-(B)-(C)	円
所得割から控除しきれなくなった配当調整控除額・株式等譲渡所得調整控除額	円

【留意事項】

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除によって減税されている場合、控除前の金額により決定します。

《申請前に必ずご確認ください》

提出前チェックリスト

No.	チェック	チェック項目
1	<input type="checkbox"/>	<p>交付申請書兼請求書の「1 申請理由」で、1もしくは2のチェックは入っているか。</p> <p>【「1 申請理由」で、《1 申請子どもと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が77,101円未満である》にチェックを入れた場合 ※No.3・4・5に該当する場合で必要書類の提出がない場合、市民税所得割額の判定ができないため、不交付決定となります。</p>
2	<input type="checkbox"/>	<p>補助対象確認に関するフローに基づき、市民税所得割合算額が77,101円未満であることを確認したか。</p>
3	<input type="checkbox"/>	<p>【前年もしくは今年1月1日現在の住所が市外の場合】</p> <p>4月～8月分の申請 →前年1月1日現在の住所が市外の場合、前年度分の市区町村民税課税（非課税）証明書等*が添付されているか。</p> <p>9月～3月分の申請 →今年1月1日現在の住所が市外の場合、今年度分の市区町村民税課税（非課税）証明書等*が添付されているか。</p> <p>*市区町村民税課税（非課税）証明書等 市区町村民税課税（非課税）証明書、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し、市民税・県民税納税通知書の写しのいずれか1点</p>
4	<input type="checkbox"/>	<p>【母子・父子家庭である場合】</p> <p>戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の写しが添付されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効 ・離婚手続き中等の理由により、「戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の写し」が提出できない場合は、「離婚届受理証明書」を提出
5	<input type="checkbox"/>	<p>【保護者が離婚を前提に別居している場合】</p> <p>離婚調定中または裁判中であることを証する書類の写しが添付されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類が提出できない場合、別居中とは認められず、市区町村民税所得割額を合算します。そのため、対象年度1月1日現在の住所が市外の場合は、市区町村民税課税（非課税）証明書の提出が必要となります。なお、税情報が不明の場合、補助金は不交付決定となります。
<p>「1 申請理由」で、《同一世帯内の小学校3年生以下の子ども的人数を数えた場合に、申請子どもが第3子以降である》にチェックを入れた場合</p>		
6	<input type="checkbox"/>	<p>申請子どもが第3子以降にあたるどうか。</p> <p>第1子カウント 氏名 _____ (小学校3年生以下) 第2子カウント 氏名 _____ (小学校3年生以下) 第3子カウント 氏名 _____ (申請子ども)</p>

《申請前に必ずご確認ください》

提出前チェックリスト

No.	チェック	チェック項目
7	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「2 申請保護者」で、現住所と異なるにチェックが入っている場合、市民税課税（又は非課税）証明書が添付されているか。
8	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「4 同居世帯員の状況」で、世帯員の記載漏れがないか。
9	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「5 祖父母の状況」で、記載漏れがないか。 ※「1 申請理由」で、《1 申請子どもと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が77,101円未満である》にチェックを入れた場合のみ
10	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、②の副食材料費の金額は領収証（副食材料費部分）の金額と同一か。
11	<input type="checkbox"/>	申請月の領収証は添付されているか。 ※1 銀行口座からの引き落としで、幼稚園からは園だより等で副食材料費部分の金額が示されている場合 →《①金額が記載された園だより等、②対象預貯金通帳の金融機関名・支店名・預貯金種別・口座名義・口座番号が記載されたページ、③対象預貯金通帳の取引履歴ページ（申請月の副食費の支払いがわかるもの）》の3点全ての写しを、領収証の替わりとして提出してください。 ※2 集金袋にて徴収されている場合 →《①領収印が押された集金袋、②（副食材料費の額が集金袋に記載されていない場合）副食材料費の金額がわかる資料》の2点全ての写しを、領収証の替わりとして提出してください。
12	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、③交付申請額は《②と4,500円を比較して少ない額》が正しく記載されているか。
13	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、振込口座は正しく記載されているか。